

千葉県森林整備事業実施要領

最終改正：令和6年7月25日

森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業、竹林拡大防止事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業及び絆の森整備事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）、林業関係事業補助金交付要綱（以下「林業関係交付要綱」という。）及び千葉県森林整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業区分等

- 1 本事業は次の各号に掲げる事業により構成されるものとする。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業、
 - (2) 森林吸収源対策間伐促進事業
 - (3) 竹林拡大防止事業
 - (4) 森林緊急造成事業
 - (5) 被害森林整備事業
 - (6) 絆の森整備事業
- 2 前項に定める事業の事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体は別表1に定めるとおりとする。
- 3 第1項に定める事業の事業内容及び対象となる範囲は別表2に定めるとおりとする。
- 4 第1項に定める事業のうち、(6)の事業が対象とする内容は次表のとおりとする。

なお、市民参加型森林整備は次のとおりタイプを細分化する。

(1) 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。

(2) 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げるものをいう。以下同じ））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

(3) 市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区 分	市民参加型森林整備			野生生物 共生林整備
	行政支 援タイ プ	市民主 導タイ プ	市民開 放タイ プ	
全 体 計 画 調 査	○			
共 生 環 境 整 備	○	○	○	○
付 帯 施 設 整 備	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○
用 地 等 取 得	○			○

第 2 維持管理

- 1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。
- 2 知事は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修などを行うよう指導するものとする。

第 3 特記事項

第 1 第 1 項の(1)から(6)においては、以下の各号によるほか、第 4～第 8 を適用する。

- (1) 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあつては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとする。
- (2) 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- (3) 事業主体は、事業の実施に当たっては、施行地の森林保険加入に努めるものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (5) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

第 4 補助金の交付申請

- 1 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに補助金の交付申請を行うものとする。
- 2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、前項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。
- 3 申請書の提出期限は、原則として翌年 2 月末日とする。ただし、別に提出期限を定める場合は、この限りではない。

第5 竣工検査

林業事務所長（以下、「所長」という。）は、交付申請のあったものについて次によるほか、別に定める森林整備事業竣工検査内規により、1 施行地ごとに竣工検査（以下「検査」という。）を行うものとする。

ただし、絆の森整備事業のうち共生環境整備以外の事業については、別に定める千葉県森林・林業関係事業検査及び調査要領に準じて、検査を行うものとする。

- (1) 事業の採択年度は、原則として事業が完了した日の属する会計年度において採択するものとする。
- (2) 検査員は検査した事項について、調査野帳を作成し、検査調書（第1号様式）に添付するものとする。なお、検査調書に署名又は記名・押印するものとする。
- (3) 検査員は調査野帳及び測量図を付した復命書をもって、所長に復命しなければならない。
- (4) 所長は検査を完了した場合には、調査野帳及び復命書の写しに検査調書を添付し知事に進達するものとする。
- (5) 調査野帳及び検査調書は申請書等とともに事業の完了年度の翌年度の初日から起算して原則5年間（被害森林整備事業により事業を実施した場合は原則10年間）保存しなければならない。なお、調査野帳及び検査調書のうち、電磁的記録により、保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第6 補助金の査定

知事は竣工検査に基づいて、補助金の査定を次により行う。ただし、絆の森整備事業のうち共生環境整備以外の事業については、実行経費に補助率を乗じて求める。

- (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
- (2) 各事業の査定係数は、別表3のとおりとする。
- (3) 標準経費は、事業内容ごとに別表4に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。
 - ア 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
 - イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
- (4) 補助率は「林業関係事業補助金交付要綱」（昭和33年2月11日告示第56号）によるものとする。

第7 補助金の交付決定等

知事は千葉県補助金等交付規則第4条の規定により補助金を交付することを決定した場合は、同規則第6条及び第14条の規定により補助条件を付して補助額の交付決定及び額の確定の通知を行う。

第8 補助金受領者等に対する条件

知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第1第1項の(4)及び(5)の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当

該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。) する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (2) 第1第1項の(1)から(3)に掲げる事業のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消を受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別表3の1の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、別表3の1の(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (3) 第1第1項の(1)から(3)に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについて、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取り消しを受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（別表3の1の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、別表3の1の(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 第1第1項の(5)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (9) 絆の森整備事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該事業で設置し

た駐車場の全部又は一部の転用又は交付目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

- (10) 絆の森整備事業において取得した用地等については取得後翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- (11) 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、当該補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合にはこの限りではない。

第9 その他

- 1 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。
- 2 所長は、本事業に関する調査及び指導監督を行うものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、事業の運用について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 2 この要領は、令和2年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 3 この要領は、令和3年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 4 この要領は、令和3年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 5 この要領は、令和4年12月6日以降の令和4年度予算に係る補助事業から適用する。
- 6 この要領は、令和5年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 7 この要領は、令和6年度の予算に係る補助事業から適用する。

別表 1

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体
1 森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業及び竹林拡大防止事業	1 森林環境保全直接支援事業 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 コ 更新伐 ス 付帯施設等整備 セ 森林作業道整備 2 森林吸収源対策間伐促進事業 ケ 間伐 セ 森林作業道整備 3 竹林拡大防止事業 サ 竹林の伐採 シ 不用木・枯損木の除去	a 事業内容がア～コ、については、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ha 当たり 10 m³以上であること。	① 市町村 ② 森林所有者 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。） ⑤ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等（以下、「特定非営利活動法人等」という。） ⑥ 森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（「以下、「森林所有者の団体」という。） ⑦ 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） ⑧ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ⑨ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により県が公表した民間事業者
2 森林緊急造成事業	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし キ 除伐 ス 付帯施設等整備 セ 森林作業道整備	a 事業内容のア～オ及びキについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b 市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を	① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者

る。		行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上。	
3 被害森林整備事業 気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 コ 更新伐 ス 付帯施設等整備 セ 森林作業道整備	事業内容のア～ク及びピコについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。	① 市町村 ② 森林所有者 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 森林経営計画策定者 ⑦ 民間事業者
4 絆の森整備事業	ソ 全体計画調査 タ 共生環境整備 (1) 市民参加型森林整備 (2) 野生生物共生林整備 チ 付帯施設等整備 (1) 市民参加型森林整備 (2) 野生生物共生林整備 ツ 林内歩道等整備 テ 用地等取得	1 施行地の面積が 0.1ha 以上、かつ 5ha 以上のまとまりがある森林であること。	① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者 ②～⑤については、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

(注1) 事業主体のうち、森林緊急造成を実施する都道府県又は市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。

(注2) 事業主体のうち、被害森林整備を実施する都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

(注3) 事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

(注4) 事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

(注5) 事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表 2

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下、「特殊地拵え」）。 風倒被害地における特殊地拵えを実施する場合は、標準地調査野帳（第2号様式）を作成するものとする。なお、調査は「森林整備事業竣工検査内規」（以下、「検査内規」という。）第18条の1によるものとする。
イ 樹下植栽等	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 (イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。
ウ 下刈り	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。
エ 雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。
オ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。
カ 枝打ち	次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する枝葉の除去。 (ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 (イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 (ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
キ 除伐	下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。
ク 保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。 ただし、第1第1項の(5)においては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。
ケ 間伐	12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限

	りではない。)の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢(以下「標準伐期齢」という。)に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m³を上限とする。
コ 更新伐	18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分(面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。)において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積(被害木を含む。)及び巻枯らし。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m³(森林病虫害等防除法第2条第1項の各号に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあつては200m³)を上限とする。 更新伐を実施する場合は、標準地調査野帳(第2号様式)を作成するものとする。なお、調査は「森林整備事業竣工検査内規」(以下、「検査内規」という。)第18条の1によるものとする。
サ 竹林の伐採	胸高直径3cm以上の竹の皆伐及び集積とする。 竹林拡大防止事業を実施する場合は、竹林拡大防止事業調査野帳(第3号様式)を作成するものとする。なお、調査は検査内規第18条の2によるものとする。
シ 不要木・枯損木の除去	サの施行地内において、森林再生の障害となる林木の伐倒・除去及び集積とする。竹林拡大防止事業を実施する場合は、竹林拡大防止事業調査野帳(別紙第10号様式)を作成するものとする。なお、調査は検査内規第18条の2によるものとする。
ス 付帯施設等整備	アからシの事業内容のうち別表1の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。
(1) 鳥獣害防止施設等整備	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣害防止施設等の整備。 (ア) 施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。 (イ) 施設改良 既設の鳥獣害防止施設(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。)の改良。
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。
(3) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。

(4) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。
セ 森林作業道整備	「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)の開設、改良及び復旧(暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。)であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。 (ア) アからシの事業内容のうち別表1の事業区分ごとに実施可能なもの いずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 (イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの
ソ 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。
タ 共生環境整備 (1) 市民参加型森林整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不用木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備並びに「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)に基づき県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道(以下、「森林作業道」という。)の開設及び改良等とする。
(2) 野生生物共生林整備	野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。
チ 付帯施設等整備 (1) 市民参加型森林整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設及び簡易な休憩施設の整備等とする。
(2) 野生生物共生林整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とする。

ツ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。
テ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

別表 3

事業名	査定係数
1 森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業及び竹林拡大防止事業	(1) 次の(ア)に該当するもの：180 (ア) 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施配分計画（以下、「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り (2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170 (ア) 森林経営計画等に基づき行う事業（(1)に規定する査定係数180で行う事業を除く。また、(1)の施行地における4回目以降の下刈りも含む。） (イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの (ウ) 鳥獣防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものは除く。） (3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90 (ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下、「伐採造林届書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。） (イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの
2 森林緊急造成事業	(1) 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180 (2) (1)以外で行うもの：90
3 被害森林整備事業	170
4 絆の森整備事業	査定係数は適用しない

別表 4

標準単価構成因子

事業内容	構 成 因 子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
竹林伐採	竹伐倒費、不用木除去費、不良木淘汰費、林内集積費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（被害森林整備事業に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注） 1 苗木運搬費は、仮植地から造林地までの運搬とする。

2 搬出集積費は、作業地点までの搬出集積を含むものとする。

第1号様式

年度森林整備事業検査調書

林業事務所	申請日	申請者	予算区分	消費税区分

報告年月日	年 月 日
職・氏名	印
職・氏名	印

[illegible]

第2号様式

標準地調査野帳

事業内容【 】

○プロットNo.

立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m³)	風倒被害有無	立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m³)	風倒被害有無
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

被害木には○を付ける。

標準地面積(ha)	全立木本数(本)	被害木本数(本)	風倒被害率(%)
伐採前全立木材積(m³)	ha当たり伐採前全立木材積(m³)	伐採前刈払いの有無	有・無

市町村	大字	地番
調査年月日	年 月 日	

注1 材積は、原則として樹種ごとの立木幹材積表を使用して求める。

注2 標準地の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) 標準地の規模

現地条件等により、次のいずれかの方法により標準地を定める。

ア 1箇所当たり対象木5列×10本 計50本以上

イ 1箇所当たり100㎡以上の方形又は円形プロット

(2) 標準地の箇所数

施行地の面積に応じて、以下のとおりとする。

1ヘクタール未満 : 1箇所以上

1ヘクタール以上2ヘクタール未満 : 2箇所以上

2ヘクタール以上5ヘクタール未満 : 3箇所以上

5ヘクタール以上10ヘクタール未満 : 5箇所以上

10ヘクタール以上 : 7箇所以上

竹林拡大防止事業調査野帳

施行地所在			
プロット面積	m^2 [$\text{m} \times \text{m}$ 、 $(\text{m})^2 \times \pi$]	調査者氏名	
タケの種類		調査年月日	年 月 日

プロット内のタケ・不用木等の胸高直径

タケ				不用木等		
胸高直径 (cm) ①	カウント	本数 ②	① × ②	No	胸高直径 (cm)	備考
3				1		
4				2		
5				3		
6				4		
7				5		
8				6		
9				7		
10				8		
11				9		
12				10		
13～				11		
計				12		
タケの平均 胸高直径	cm	タケの $\frac{\text{胸高}}{\text{直径}}$ 当 り成立本数	本/ha	備考：		

1. プロット調査を実施する箇所数は、0.5 箇所あたり 1 箇所以上設定することとし、施行区域全体でおおよそ平均と想定できる箇所において設定する。

2. プロット面積は 30 m^2 以上とする。

①「プロット」形状は、状況により 3 $\text{m} \times 10 \text{m}$ 、5 $\text{m} \times 6 \text{m}$ 四方形状、又は半径 3.1 m の円を描き 30.2 m^2 の面積をとることも可能とする。

②必ず調査票プロット面積の下段にその旨記載し、調査面積を記載する。

③タケの $\frac{\text{胸高}}{\text{直径}}$ 当り成立本数の計算方法は次のとおりとする。

※タケの $\frac{\text{胸高}}{\text{直径}}$ 当り成立本数＝竹稈本数【単位；本】÷プロット面積【単位； m^2 】×10,000

3. 胸高直径 3 cm 以上の竹を対象とする。